

# 美祢市観光事業特別会計の『経営健全化計画』を策定しました

美祢市観光事業特別会計の経営健全化計画は、平成20年度資金不足比率が169.5%となり、経営健全化基準（20%以上）を上回ったため、個別外部監査を受け、健全化計画づくりを進めてきました。平成22年3月、市議会の議決を得て「経営健全化計画」を策定しました。その概要をお知らせします。

(注) 資金不足比率 =  $\frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$

## 美祢市 観光事業特別会計 経営健全化計画の概要

### 1. 資金不足比率が経営健全化基準以上となった要因

- 観光客の減少による営業収益の長期的な減少傾向
- 収益減に応じた人件費等の費用の見直しの遅れ

### 2. 計画期間

平成21年度から平成26年度まで6年間

### 3. 経営の健全化の基本方針

- 人件費の計画的な削減等一層の合理化対策の推進による黒字額の拡大（秋芳洞）
- 損益均衡を目標とした収益増やコスト削減、利用体系の見直し等による収支の改善（その他不採算施設）

### 4. 資金不足比率を経営健全化基準未満とするための方策

- 積極的な広告宣伝、観光キャンペーンの展開やイベントの開催による観光客の増加
- 広域的な修学旅行等の団体客誘致活動の展開
- 各施設の特性を活かしたサービスの充実や積極的な情報発信による利用者の拡大
- 民間委託の促進や業務の見直しによる職員数の削減、勤務シフトの見直し
- 稼働率に応じた営業時期等の見直しによる経費の削減
- 指定管理者制度の導入の拡大や見直し

### 5. 4の方策に係る収入及び支出に関する計画

(単位：百万円)

項目	20年度 決算	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
料金収入	664	704	690	712	690	690	690
職員給与費	211	198	165	110	110	111	111
その他営業費用	270	335	276	327	330	326	326

### 6. 各年度ごとの資金不足比率の見直し

(単位：%)

項目	20年度 決算	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
資金不足比率	169.5	141.1	113.1	77.8	49.5	16.6	0.0

### 7. その他経営の健全化に必要な事項

- 市総合観光振興計画（平成22年度策定）における収益拡大策の位置付け
- 経営改善が困難な場合における施設の廃止や一部閉鎖の検討
- 人材育成や横断的、柔軟な人事配置、安全対策の徹底

問合せ先 市観光総務課 (☎0837@0304)

# 子ども手当の支給が始まります

子ども手当は、次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを社会全体で応援するという趣旨のもと、中学校修了前までの子どもを養育している親等に支給するものです。支給要件に該当され、申請手続きが必要な方は申請手続きをお願いします。

## 支給対象となる子ども

満15歳以後の最初の3月31日までの間にある子ども

※子ども手当は、中学校修了前まで支給対象が拡大し、所得制限はありません。

## 手当の額

月額1万3千円

(子ども一人につき)

## 支給を受けるための手続き等

### 申請手続きが必要な人

本年3月まで「児童手当」を受給されていた方は、基本的に児童手当支給対象児童について手続きの必要はありませんが、次の要件に該当される方は支給を受けるために申請手続きが必要になります。

1. 「児童手当」を所得制限等により受給されていない人。
2. 原則として中学2年生と中学3年生の子どものみがいる人。
3. 本年3月まで児童手当を受給されている人で、中学2年生と中学3年生の子どもがいる人。

※ 公務員の人は勤務先での手続きとなりますので、勤務先にご確認ください。

### 申請手続き方法

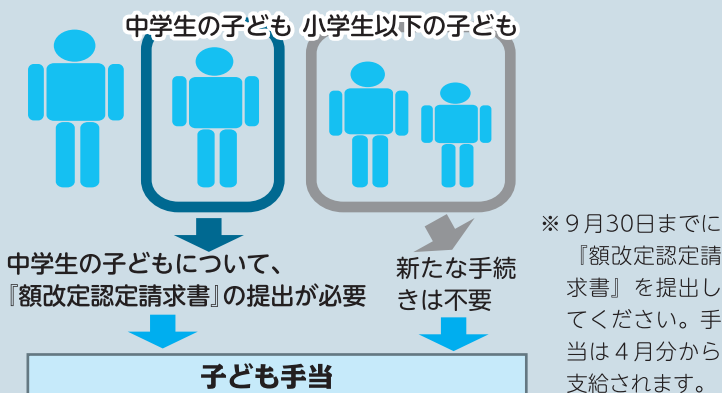
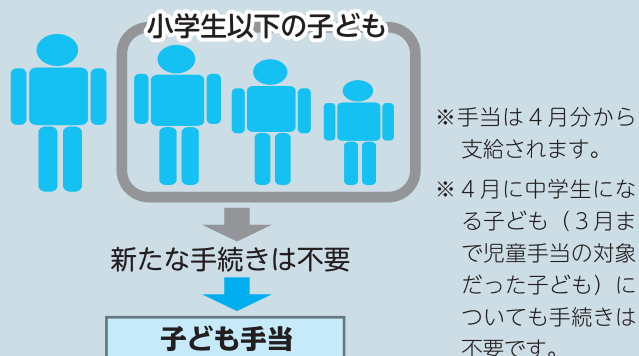
市から中学校修了前までの子どもがいるご家庭には案内をしますので、申請書類に必要事項を記入いただき、市役所地域福祉課、各総合支所市民福祉課、各出張所のいずれかに提出してください。

#### 〈添付書類〉

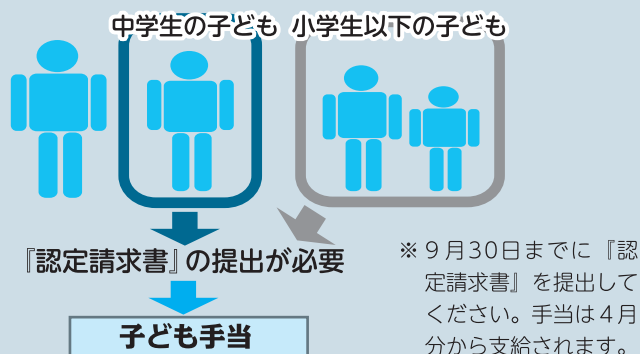
- 健康保険証の写し等（請求者が被用者（サラリーマン等）の場合）
- 受給者名義の金融機関口座の分かるもの
- 印鑑
- その他、必要に応じて提出する書類があります。

- ・申請内容を審査のうえ、受給資格に適合する人には、認定通知書を送付します。
- ・手当の支払期月は、6月、10月、2月であり、前月分までの手当を支給します。

### 3月31日現在、児童手当を受給されている人



### 3月31日現在、児童手当を受給されていない人



### 子どもが生まれた人

子どもが生まれたときは、『認定請求書』（既に子ども手当を受給している兄弟がいる場合は『額改定認定請求書』）の提出が必要です。

原則として請求のあった月の翌月分から手当が支給されます。

※この場合、申請猶予期間（9月30日まで）の対象ではありませんので、お早めに申請をお願いします。

### 注意

- ・市から該当されるご家庭には申請書等を送付しますが、4月中にお手元に届かない場合には、お問い合わせください。

問合せ先 市地域福祉課 (☎0837@5228)